

他」を「その他の」に改め、同条第8号中「精算」を「の清算」に改める。

第44条第4項中「行なう」を「行う」に改め、同条第6項中「を中断する」を「の完成猶予及び更新の」に改める。

第53条第1項各号列記以外の部分中「をの特約等」を「の特約等を」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「すでに」を「既に」に改め、同項第4号中「特約等」を「特約等を」に改める。

第54条中「すでに」を「既に」に、「は、年9.75パーセント以上の割」を「として、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率」に改める。

様式第1号中「（第25条）」を「（第5条関係）」に改める。

「

様式第18号中「（第40条）」を「（第40条関係）」に、9.75パーセント以上

」

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率」を に改める。

様式第19号中「（第47条）」を「（第47条関係）」に、「まで期間」を「までの期間」に、「年9.75パーセント以上の割合で」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した」に、「又は資産」を「若しくは資産」に改め、「なるよう」を削り、「そこない」を「損ない」に、「したと認める」を「した」に、「おそれがあると認める」を「おそれがあると認められる」に、「その他公課」を「その他の公課」に、「にいて」を「について」に、「の履行延期」を「が履行延期」に、「伴わない」を「従わない」に、「延長に債務履行期限」を「延長された履行期限」に改める。

様式第21号中「（第48条）」を「（第48条関係）」に、「すでに」を「既に」に、「年9.75パーセント以上の割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率」に、

「履行期限をを」を「履行期限を」に、「乙の財産」を「その財産」に、「そこない」を「損ない」に、「あると認める」を「あると認められる」に、「カまで」を「カまでに」に、「は、場」を「は、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条、第7条、第9条、第10条、第18条及び第43条の改正規定、第44条第4項の改正規定、第53条の改正規定、第54条の改正規定（「すでに」を「既に」に改める部分に限る。）、様式第1号の改正規定、様式第18号の改正規定（「（第40条）」を「（第40条関係）」に改める部分に限る。）、様式第19号の改正規定（「年9.75パーセント以上の割合で」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した」に改める部分を除く。）並びに様式第21号の改正規定（「年9.75パーセント以上の割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金については、この規則による改正後の富山県財産管理規則第54条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の富山県財産管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(管財課)

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第157号

履行延期の特約をした債権に係る延納利息の率についての一部改正について

履行延期の特約をした債権に係る延納利息の率について（昭和42年富山県告示第1076号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

題名中「特約」を「特約等」に改める。

制定文中「特約を」を「特約等を」に、「を特約」を「の特約等を」に改める。

本則を次のように改める。

年3パーセント